

平成 17 年度第 2 回宮城県民間非営利活動促進委員会

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

ただいまから平成 17 年度第 2 回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日の出欠ですが、小島委員、鈴木委員、大森委員、佐々木委員から欠席するという連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

本日もこの委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

民間非営利活動促進基本計画案ができておりまして、間もなく終結に至るであろうと思っています。

この前文のところを私が書かせていただきましたが、平成 12 年に浅野知事が「N P O 花ざかりのみやぎに」と書かれておりましたが、それを少しもじって書かせていただいております。確かに、みやぎの N P O、メニューはだいぶ花盛りになってきているかと思いますが、これからは質の花盛りを目指さなければいけないと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

4 月 28 日付けで N P O 活動促進室長に異動がありましたので御紹介します。佐々木室長です。

佐々木室長

4 月 28 日付けで N P O 活動促進室長に着任いたしました佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中、雨の中お集まりいただきありがとうございます。本日はこれまで御議論いただいている基本計画、それから促進委員会に部会を設置することについて引き続き御議論いただければと思っております。また、基本計画はこれから議会上程して議会でも御議論していただいた上で策定していくこととなりますが、その計画を踏まえて来年度以降行政としてどのようにしていったほうがいいのかということについても本日御議論いただければと思っております。

大変盛りだくさんの事項で恐縮ですが、御議論いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

それでは、引き続き山田会長に議事の進行をお願いします。

山田会長

それでは、早速議事に入ります。議事が三つ表示されていて、それにその他がございます。

まず、宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについて、事務局よりお願いいたします。

菊地 N P O 活動促進室主任主査

おはようございます。N P O 活動促進室の菊地です。よろしく申し上げます。

私の方から、民間非営利活動促進基本計画の見直しについて話をさせていただきます。

資料は、1 の基本計画の案と資料 2 です。今回は、パブリックコメントを実施した結果、本庁各課に照会をした結果、県庁の中の法令担当部署の担当者レベルではありますが、先日までの基本計画の見直し案について表現等を確認していただいた経緯がございます。それらを踏まえて、改めて皆様に基本計画の見直し案を提示したいと思います。

先ほど山田会長のあいさつにもありましたが、資料 1 について、まず表紙については平成 1 7 年 1 0 月と見直しの時期を入れております。右上には、平成 1 2 年 1 0 月策定、今回は改訂と入れております。

次に、ページをめくっていただきますと巻頭知事あいさつがあり、その裏面に山田会長にお書きいただいた前文を掲載した形で今回皆様に御提示しています。

次に、資料 2 をご覧いただきたいのですが、この中で、訂正の主な部分についてお話をしていきたいと思っております。

まず、第 1 章の部分ですが、資料 2、新旧対照表の 2 ページで変更後と書かれているところが今回見直し案を修正して提示をするという部分です。ここに米印で市民についての説明書きをつけています。ここは、私どもも一般的に市民と、要は住民という意味合いで言葉を使用していましたが、ただ単に市民というだけでは誤解を生じないかといった意見が庁内の課からありましたので、改めてこの注釈につきましては「行政と N P O の協働マニュアル」との整合性をとってこの基本計画にも市民についての説明書きを盛り込みました。

次に、第 4 章の部分。1 4 ページのみやぎ N P O プラザの機能ですが、当初の案としては情報提供機能ということにしておりましたが、パブリックコメントの意見で情報提供だけではなく収集もあるという意見をいただいておりますので、この部分については情報収集・提供機能ということで修正をしています。

次に 1 5 ページの第 5 章。ここは基本計画の推進体制に当たる部分ですが、促進委員会の設置目的について文章を修正しています。宮城県の民間非営利活動を促進するための条例第 1 6 条なんですけど、前もこの基本計画も含めて、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査し、審議し、知事に意見を述べることができるものとされていまして記載していましたが、一番の大きな目的というものが民間非営利活動を促進するためという部分ですので、今回は原案にこの大きな目的を明確に記載し、文章を修正しています。

次に 1 6 ページですが、3 の基本計画の見直しのところです。ここにつきましては、パブリックコメントの意見で評価方法の記載がほしいということと、前回の促進委員会でも評価方法の検討を含めた形で記載してはどうかというご意見もありましたので、文章を修正しています。

その他の部分につきましては、基本的に文言の統一や整合性、表現の部分で修正したも

のです。

それで、こちらで修正を行ったあとで大変申し訳ないのですが、皆さんにご意見をいただきたいところがございます。

8 ページの一番下の方ですが、変更前ですと「今後も各課・部局での自主的な取り組みを促進する」という文章になっています。ここを変更後は「本庁各課」と記載しましたが、本庁各課だけで促進をするわけではないので、「本庁各課及び地方機関」と直したいと考えています。

それともう一点ですが、4 ページになります。NPOのとらえ方のところで、最広義には民法第34条に基づく社団法人・財団法人、それぞれの特別法に基づく社会福祉法人、学校法人、消費生活協同組合、労働組合、特定非営利活動法人などの非営利法人のほか云々と文章が続くわけなんですけど、現時点で公益法人制度改革が検討の途中であり確定ではないのですが、ここで民法第34条に基づくという書き方をしていたときに変わる可能性があるだろうと思います。この資料としては、社団法人・財団法人と並べ替えましたが、表現方法について皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。例えば、「民法第34条に基づく」という文章と、「それぞれの特別法に基づく」というところを取り、法人の種類を並べていけば、今後公益法人制度改革が行われたあとでも特段表現に問題がなくなるのではないかと思います。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

私からの説明は以上です。

山田会長

ありがとうございました。それではこの案につきまして御意見をいただきたいと思えます。ポイントは、皆さんにお目通しされていないのが前文のところ、4、5箇所表現を修正したということ、それから今事務局からもう一度検討してご意見をいただきたいというところ、あとは細かい部分の表現ということです。どこからでも結構だと思えますので、御意見をいただければと思います。

最初に、具体的に事務局から問い合わせのあった部分からいきましょうか。4ページの民法等の表示を今後の公益法人制度改革をにらんで削除した方がいいのではないかとこのことですが、いかがでしょうか。

あってもあまり意味がないので、よろしいですか。特に御異議がないようでしたら、御提案のように「民法第34条に基づく」というのと「それぞれの特別法に基づく」という二つの部分を削除して繋げていくということによろしいですか。

加藤委員

今のところについて誤植があります。「協調する」という字が違います。

山田会長

「非政府を協調する」という部分の「協調」が違いますね。よろしいですか。

菊地NPO活動促進室主任主査

修正します。

山田会長

修正していただくということをお願いします。

次に、8ページの「今後も本庁各課での」というところに「及び地方機関」というのを入れた方が正確だろうという判断ですが、よろしいですか。これも念のためですが、はっきりした方がいいかと思います。あとは少し眺めていただいて、お気づきになったところを御指摘いただきたいと思います。

加藤委員

8ページの今の本庁各課の上のところ、公の施設の管理運営のところですが、民間団体等と書かれていますが、突然法人とくるのはなぜですか。指定管理者にはそういう書き方をしているからということですか。

菊地NPO活動促進室主任主査

この部分の訂正ですが、これは本庁の法令担当部門からの意見により訂正したものです。公共の施設も公の施設とか、民間団体等という部分も法人その他民間団体等ということで訂正されてきたものですから、そのまま訂正して提示したわけです。この部分については、細かく担当には確認してはいなかったの、改めて確認はしてみたいと思いますが。

加藤委員

よく分からない感じがしますが。

菊地NPO活動促進室主任主査

確かに、民間団体等の中に法人も含まれると思いますね。

加藤委員

この書き方だと、民間団体が法人ではないような感じがしますね。

山田会長

指定管理者制度は法人以外でもよかったですでしょうか。

渡邊環境生活部次長

はい。

菊地NPO活動促進室主任主査

地方自治法第244条の2の中で、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものと記載されているということがあり、その部分から引用してきたというか、厳密に法律の条文と整合性を持たせたということだと思います。

加藤委員

民間はなく、法人その他の団体ですよ。

山田会長

民間がいるかどうかということですね。

菊地NPO活動促進室主任主査

民間を取り，条文と整合性をとるということで訂正したいと思います。

山田会長

修正提案ということですがよろしいですか。では，今，加藤委員から出た意見につきましては民間を取るということでお願いします。

あと，比較的大きなところは14ページの情報収集・提供機能という表現にしたというところでしょうか。

加藤委員

大きなことではないのですが，文章の書き方でちょっと。13ページの真ん中くらい。「NPO活動は多くの人々や団体の共感と連携によって支えられており，社会的認知や活動の広がりのためにも議会や市町村との協働に努めます」というのは県が主語ですか。市町村とNPOとの協働の促進に努めますというふうになるのではないかと思います。ちょっと主語が不明かなと。

それから，14ページの真ん中で，情報収集・提供機能の一つ下。これも良く読むと分かりにくいというか，県内のNPOへの支援施設や中間支援施設との連携を促進するためとは誰が連携するのかがよく分からない。NPOと中間支援施設との連携を促進するのか。自主的活動を支援・促進する観点から情報提供を行う。促進するために情報提供を行う。なんとなく全体で分からない感じです。もう少し全体で整理がつかないかなという感じです。

山田会長

今，13ページと14ページの2箇所御指摘ありましたが，どうでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

基本的にこの計画は県の計画ですので，実施主体は県です。今，加藤委員から主語が見えにくいというお話がありましたので，その部分につきましてはこちらでも検討させていただきたいと思います。

山田会長

ほかの文章も全部基本的には県が主語ですよ。今の加藤委員の御発言は，それが最後うまく受けているかどうかということですよ。

加藤委員

そうですね。14ページの方は，これを読んで，何をするのがよく分からない。情報提供をするというのは書いてある。自主的活動を支援・促進する観点からということとその前にある部分がうまく意味として繋がってこないなと。分かりやすくして何をするのか

が県やNPOの方が読んだときに分かるようになっていた方がいい。地域連携機能の延長上で書かれていますが、イメージがうまく書かれていないかなと。

山田会長

趣旨がどちらなのか。地域連携機能の話をしていて、最後情報提供を行うということになっているのもちょっとどうか。14ページですよね。13ページの方は、多様な主体との連携の推進の中で、連携によって支えられていると。あとの方は、何々のために連携に協力しますということが書かれているのに対して・・・。

加藤委員

どうしても市町村と県庁の協働に努めるというふうに読める。ここで協働という言葉を使うのが無理なのか、それとも、市町村や議会とNPOの協働のために何かをするのかという2種類の意味にとれてしまうので、どちらかに特定した方が良い。

佐々木NPO活動促進室室長

意味としては後者を促進していくということかと思います。趣旨が分かりやすくなるように表現を検討したいと思います。

山田会長

2箇所のポイントについては、今のような話をもう少し検討し分かりやすくしていただくということをお願いします。

ほかはいかがですか。

櫻井委員

資料2の9ページの4)参加機会の拡充についてですが、タイトルについて問題があるかなと。中身を読むと、要は行政事業の委託と指定管理者制度の導入を推進するという言い方で特に気になるのが、自治体行政は指定管理者制度を検討しなければならない時期に入っているということ。もう一つは市町村合併が前後して、大変言い方がなんですが、市町村レベルだとかにかく指定管理団体を探して早くやらないとというすごい波が来ています。そういうことを進めていくことが参加機会の拡充なんだという誤解を与えないかということ。むしろここは、協働事業の推進だとか、つまり、行政の事業を民間団体と協働で推進していきますよということで、参加はもう少し広い意味あい。指定管理者制度を導入したり、民間委託することが参加機会とイコールというのはかなり狭いのかなと。以前、この委員会で指摘したことがありましたが、行政への参加という表現がありましたが、そこも共通するような感じがして、ここにいる皆さんは理解できると思いますが、捉える人によっては誤解しないかなという。文章の中身というよりはタイトルがどうなのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

山田会長

前段の話では、形式的な指定管理者制度に逃げ込むだけでいいのかというニュアンスもちょっとありましたが、これはタイトルだけでもないですね。

櫻井委員

中身も大変だと思うので。でもちょっと限定的ですよ。民間委託を推進していますと。今後も指定管理者制度の導入を始めとして参加機会の拡充を図っていきますと。ただ、行政の事業を進めていく上で協働でやりましょうということだと思うので。

山田会長

タイトルを修正したほうがいいんですか。それとも内容を少し・・・。

櫻井委員

むしろ皆さんに。

木村委員

今の意見に私も賛成で、市民が参加するところという考え方だと甘いというか、やはり指定管理者制度を導入するということは、例えば一つの施設なりを委託されて責任を持って運営するという部分で、かなり真剣なものでなければならない。要は行政改革を推進する上での民間活力を使って、なおかつもっと効率的でもっと民間の力をもってスリム化していくということなんだと思うのですが、そこが参加するということは、お祭りやイベントに参加するという軽い意味ではないし、できることでもない。であれば、これを真剣に捉えていただくためにも市民やNPOが指定管理者制度の導入をして参加する場所ではないと思うので、私も櫻井委員の意見に賛成させていただきます。

山田会長

するところでは、参加だけでは不十分ではないかということが一つありますね。

加藤委員

おそらくこの参加機会は公募したり入札をしたりするときの参加機会の話だと思うので、市民参加の参加ではないのだろうという感じがします。ですから、それは制度上特定のところを指名するよりも公募を増やすとか、そういう要素でここが語られているのであれば企業もNPOも基本的には対等に参加の機会を法律で保証されているので、それをより行政が直接外郭団体等を指定せずにその参加の機会を広げますと言っているということなのか、そうではなく、考えるとすれば、前段に市民との協働で展開され得るもの云々とありますが、できるできないという尺度だけでなく、公共領域の仕事を本当は効率や価格だけではなく県民が直接タッチすることでより良いその場づくりや様々なものが作れる可能性があって、行政直や下請的な企業で作りにくいものを協働でやるという概念があるので、私はなんとなく民間活力と行政改革で指定管理者制度の推進をするということが、そもそもそういうことだけ考えずに協働ということにこの全体を持って行った方がいいのではないかなと。それで、推進するにしても、その協働の観点を失わずに推進するという言い方をここはしないとより変なことになるのではないかと。櫻井委員の懸念は恐らくそこに繋がっているのではないかと思います。

櫻井委員

かなり変えることになってしまうのではないかな。

渡邊環境生活部次長

現行の基本計画では、この部分の標題は「行政の外郭団体の見直し」になっております。先ほど加藤委員から御指摘があったとおり、公募や入札への参加機会の拡充という文脈でこのような訂正になっておりますが、さらに協働事業の推進ということで標題と中身を検討したいと思います。それでよろしいでしょうか。

山田会長

第2章全体の流れからいけば、行政がどうNPOと協働していくかということが述べられなければいけないかと思えます。そういう受け方をさせていただくということでこの部分を御検討いただきたいと思えます。

小澤委員

項目的な流れとしては、(3)のところの協働の確立のための仕組みの整備のところの仕組みの整備をいかに計画の中で一定の実行性を持たせるかということで、多分こういう形で具体化していただいていたと思えますので、こういった視点は、今の協働の視点で見直しを図りながらもぜひ計画の中には一定の実効性を持たせる意味でそのまま残していただきたいと思えます。

山田会長

今のところの表現はどこに関わってくるのでしょうか。

小澤委員

ここにある指定管理者制度導入というのも含めて、なるべく具体的な行動レベルまでの落とし込みだけはそのまま残していただければと思えます。

山田会長

具体性が退化しないようにということですね。その点も配慮をしていただくと。

菊地NPO活動促進室主任主査

その点も踏まえて整理をします。

山田会長

第2章の前の部分とも関係があるので流して読まないといけませんよね。

櫻井委員

先ほどの渡邊次長の御説明のとおりでいいと思うのですが、やっぱり懸念するのは指定管理者制度はすごい改革のスピードが急で、市町村レベルでいくと指定管理者になる民間団体と行政とが信頼関係を作るとか協働関係を作るなどというのはさておいて、とにかく

指定管理に移行しなければならないからと住民を集めてその団体を指定してしまうというふうな、これからそういうNPOが法人格をとって法人になるというのがどんどん出てくると思うんですね。ですから、加藤委員がおっしゃったように協働という関係構築を前提として指定管理者や民間委託という話があると。この中では筋道立てた議論ができていくと思うのですが、そのあたりがかなり。別に宮城県に限らず、とにかく急いで指定管理者制度を導入しなければならないんだという大号令が首長レベルから出ているわけで、現場を回ると担当職員からは「いいんですかこれで」という声はかなり聞かれるわけです。多分こういうところが、今は任意団体でもだんだん法人格をとったりというのが出てくるのがちょっと懸念されて、そういう先のことを考えてしまったので、先ほどの指摘をってしまったので返答をいただくというよりはそのへんの問題意識があったということだけ伝えておきたいと思います。

山田会長

確か先ほどの櫻井委員の話の中にも、そのような視点も忘れないでいただきたいということ。それを含めて御検討いただきたいということですね。

菊地NPO活動促進室主任主査

分かりました。基本的には協働自体が対等な立場で行われるという根本的なところもありますし、今の表現ですと、指定管理者制度が突出したかたちで書かれているというところがありますので、そのへんはこちらでさらに文章について訂正していきたいと思います。

渡邊環境生活部次長

指定管理者制度に対する櫻井委員の御懸念は私も危惧するところではございますが、指定管理者制度の導入の目指すところは行財政改革と市民参画の二つだと認識しております。

これまで、財団法人や社団法人を行政主導で設立し、外郭団体として公の仕事を委託するという形がございました。また、この間行政とそういった団体との癒着という問題もあり、公益法人制度改革に繋がっているわけです。そうしたことが新たな指定管理者制度の中で再生産されないように気をつけてまいります。また、本当に市民参画型の団体が増えていくような環境整備に努めてまいります。

山田会長

はい。よろしく申し上げます。

それで、もう一方では、小澤委員から御発言があったようにあまり漠然としないような形で具体的な対応も述べていただくということも含んでいただきたいと思います。

大久保委員

5の3)と4)が連動していると思うのですが、協働の確立のための仕組みの整備で話し合われてきて、ここの(4)で具体的な指定管理者という例が重点的に書いているわけですがけれども、「今後も指定管理者制度の導入を始めとしてNPOや市民の参加機会の拡充を図っていきます」というところで、これだけしか書いていないということで指定管

理者に代表されるような形に見えてくるということで、市民参加の機会はこれだけしかないのかということであれば、もう少し入れれば指定管理者制度だけの話ではないということになるのではないのでしょうか。

4) は確実に指定管理者制度のことについての機会に捉えられると思いますので、そのへんの配慮があれば前からの流れでくると分かるのではないかと思います。

山田会長
それで。

大久保委員

参加の機会の拡充というのは指定管理者制度への参加機会だけなのか、それ以外ないのかということ。もしあるならば、もう一つくらい入れれば指定管理者制度のことだけをいうのではないということに捉えられるのではないかと思います。

藤田副会長

私も同じことですが、「指定管理者制度の導入を始めとして、NPOや市民と協働していくための参加機会の拡充を図っていきます」とすれば指定管理者制度だけではないというふうになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

佐々木NPO活動促進室室長

指定管理者制度だけではなくという意味で、ただいま副会長と大久保委員からいただいた御意見を踏まえて検討し、次回御報告させていただければと思います。

山田会長

では、4) については今出た議論を踏まえ再点検していただき、再提案いただくということでもよろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。

渡邊環境生活部次長

16ページの基本計画の見直しのところは、パブリックコメントとこの委員会の意見を踏まえ修正しておりますが、これでもよろしいか御確認いただきたいと思います。

山田会長

16ページの最後の方ですね。どうでしょう。これはよろしいですか。

藤田副会長

点があるかないかの違いだけですが、16ページの6番目、「NPO支援事業の展開、その他、NPO活動を促進するための施策」ですが、変更後は点が抜けてますよね。その部分で、「その他NPO活動・・・」とは繋げていいと思いますが、NPO支援事業の展開のあとの点は必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

佐々木室長

この点の使い方ですが、これは行政内部の文章をチェックする担当課から言われている話ですが、やはりここに点をつけないとかなり意味が変わるということであればもう一度私学文書課と話はしてみようと思います。

山田会長

その他で切れるというのも変なんですよね。点の入れ方で意味が変わってきますよね。

加藤委員

これは、NPOの支援事業の展開プラスその他イコールNPO活動を促進するための政策という日本語なんですよね。前に点を入れると、NPO支援事業の展開とその他のNPO活動を促進するための政策と読めてしまうので、これは書き方が悪いんですね。

山田会長

紛らわしくないように整理していただいた方がいいですね。

佐々木NPO活動促進室長

国におけるNPO支援事業の展開及びその他NPO活動を促進するための政策くらいでよろしいでしょうか。

加藤委員

及びその他のか。

山田会長

要するに、国のNPO支援事業の展開とその他のNPO活動の促進。趣旨としてはそういうことなんですよね。

菊地NPO活動促進室主任主査

今のところなんですけど、例えば、NPO支援事業という言葉を残すのであれば、ちょっとどいのですが、「国におけるNPO支援事業の展開を含めたNPO活動を促進するための政策」という形であれば誤解は受けないかなと思います。いかがでしょうか。

山田会長

よろしいですか。趣旨をすっきりしていただくということで。

それでは確認をしてみますと、4ページの1)については、事務局提案のように表現を修正する。

8ページの3)の「県では」のところは、「民間」をとるとのこと。それから、その下の「今後も」のところは、事務局提案どおり「本庁各課及び地方機関」、9ページの4)の参加機会の拡充については、このタイトルも含めてこの趣旨を少し整備した上で、指定管理者だけではない協働というのがきちんと受けられるよう訂正していただく。

最後に、14ページの「地域連携機能」の文章の終わり具合、それから13ページの「でも議会や市町村との協働に努めます」という表現。このへんを点検していただくということ。

それから最後に、16ページの6)の表現。以上の点を再度御検討いただくということでよろしくをお願いします。

これはスケジュールとしてはどうすればよろしかったでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

今回の促進委員会で基本的には固めるという話をしていましたが、実は、次回の促進委員会の予定は、2月に計画した流れでは8月頃開催するというようにしていただきましたので、基本計画の見直し自体は今回で最後ということにしておりました。今回、いろいろと意見をいただいておりますので、メールのやりとり等でこちらから修正案を提示しまして意見をいただきながら調整をしていきたいというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

山田会長

今のようなやり方で、特に促進委員会で議論するのではなくて、修正点に皆さんの意見が反映されているかどうかを点検していただいた上でということでもよろしいですか。

それでは、皆さんに流していただいて御意見をいただき、その上で最終的にまとめていただくということでもよろしくをお願いします。

それでは、1番目の議題、基本計画の見直しは以上でもよろしいですか。ありがとうございました。

それでは2番目の民間非営利活動促進委員会への部会の設置について、事務局からお願いします。

小林NPO活動促進室主査

NPO活動促進室の小林と申します。私から、資料3と資料6に基づき御説明します。

まず、資料3です。経緯から御説明しますが、前回促進委員会における提案ということで、前回の促進委員会でどんな提案をしたかということをお説明したいと思っておりますが、促進委員会に部会を設置できるように宮城県民間非営利活動を促進するための条例(以下「促進条例」という)の改正を行いたいということについて御検討していただきました。これは、委員会に下部組織を設置できるようにし、専門的、集中的な審議が機動的、効率的に行うことができるようにしたいという意向からこのような御提案をさせていただいたということです。

それから、部会の種類は、県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業にかかる事項を審議する拠点部会と、それから民間非営利活動に関する専門的な事項を審議する際に必要に応じて設置する専門部会であるということでもございます。こちらの拠点部会ですが、現に県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業運営委員会ということで、こちらは条例ではなく要綱設置されているものですが、今回を機に新たに民間非営利活動促進委員会の部会という形で設置させていただきたいということでもございます。

(2)ですが、上記提案に対する御意見を2点に整理させていただきましたが、として拠点部会と専門部会の役割等が明確に整理されるべきということで意見をいただいたと思っております。これは、拠点部会と専門部会の二つを提案されたのだが、役割などが見えにくいという御意見だったというふうに考えております。

それから ですが、拠点部会において議決できる事項等について、促進委員会の主体性に配慮すべきという御意見でした。こちらは、拠点部会において審議する事項は拠点部会で議決できるというような条例の内容にしようということで御提案申し上げたのですが、それでは促進委員会の存在というか主体性が危ぶまれるのではないかとといったような御意見だったと考えてございます。

そうしまして、2の上記に対する対応ということで、こちらはもう既に条例案に反映させていただきまして、議会上程の最終手続に入っておりますが、まず案として、促進委員会の定めるところにより部会を置くことができるとの規定としたということでございます。つまり、促進委員会が部会を設置するかどうかを決めるということです。これは、前回の案ですと拠点部会の方は拠点部会として条例に明確に謳って条例で設置するということを決めていたのですが、そちらの方も促進委員会で諮って促進委員会で決めていただくという案にいたしております。

それから、い)ですが、促進委員会の定めるところにより、部会の議決を以て促進委員会の議決とできるという規定にしたということ。これは、つまり部会において議決できる事項は促進委員会で決めるということでございます。それから、う)ですが、条例上は拠点部会と専門部会の区分は設けないこととしたという3つの点で条例案の変更を行いました。それでその説明ですが、促進委員会の主体性に配慮して部会を設置するか否か、或いは部会に議決権を与えるか否か、つまり、議決権を促進委員会から部会に委任するか否かなどについて促進委員会において審議して決定することとしたものです。前回の案は、拠点部会での審議事項は拠点部会において議決できるよう促進条例に規定する案でしたが、条例上議決できる権限を有している拠点部会とそうではない専門部会を明確に区分する必要があったと。しかし、部会に議決権を与えるか否かについて促進委員会において審議し決定することとしたことにより、拠点部会、専門部会の区別を促進条例上設ける必然性がなくなったため、促進条例上は区分を設けず、単なる部会とすることとしたものでございます。

なお、部会の設置、部会において議決できる事項等の規定につきましては、宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱、これは次のページに入っておりますが、この中に規定することとしたいということでございます。

ちょっと次のページをお開きください。こちらは現在の宮城民間非営利活動委員会運営要綱です。こちらは、現行の条例上、促進委員会の運営に関し必要な事項は会長が促進委員会に諮って定めるといような規定があるわけですが、それが具体化された規定がこちらの運営要綱ということです。こちらを改正しまして部会で議決できる事項或いは部会の設置に係る事項そのものをこちらの要綱の中に明確に規定していきたいというふうに考えております。

次の3ページですが、こちらは議会に上程させていただく案そのものです。これは、もう既に最終段階に入っており、修正はできないというふうにお考えいただきたいと思いますが、表現は前回御指摘をいただいた部分もあったのですが、法令の独特の表現になっておりまして、ここは先ほども出てきました私学文書課という部署が他の条例の並びからこういった規定にしなければいけないということで指導があるわけですが、ちょっと分かりにくい表現になってございます。

例えば第17条の2項ですが、促進委員会に部会の所掌に属させられた事項の調査審議

に資するため部会委員を置くことができるとか、こういった表現が非常に分かりにくいということもあるかと思いますが、これは、先ほど御説明しました運営要綱になるべく明確に謳えるような形で規定していくことで解決を図りたいと思っています。1ページ目に戻っていただき、3の今後のスケジュールですが、6月に上程をいたしまして議決をいただきましたら7月公布ということで、次回の促進委員会において先程来御説明しております運営要綱等の審議議決を行っていただきたいと思います。併せて部会委員のメンバーとか部会の運営に関すること。こちらは拠点部会になるわけですが、そちらの運営に関することを一緒に御審議いただきたいと思いますというふうに考えております。そして、10月1日が部会の最終審査・選考会が行われるわけですが、その資料が資料6でございます。こちらは5月20日に記者発表をさせていただいた資料そのままでございますが、今年度は貸付候補施設等の3施設を企画コンペの対象として実施したいというふうに考えております。宮城野婦人寮、勾当台会館の職員寮、白石高校の校長宿舎の3施設ですが、それぞれ比較的安い金額で貸付を行いたいと思っております、その事業の予定としましては7月9日・10日に現地説明会を開催し、10月1日にコンペをしたいということで、この企画コンペというのが拠点部会で、こちらで行いたいというふうに考えているわけです。後ろは参考までにどういった施設なのかというのをイメージしてもらうために写真を載せているわけです。

以上ですが、条例ということで最終段階に入っているので文言整理は難しいわけですが、条例上の規定は促進委員会に最大限権限を委任したような形になっていきますので、こちらの運営要綱の規定の中でなるべく明確化とか役割分担とか配慮していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

山田会長

ありがとうございました。資料3で経緯と考え方の御説明があって、3ページで条例案が提示されています。この趣旨は、基本的には促進委員会の定めるところで部会を置くことができ、その委員については知事が任命するということ。第7項では、促進委員会が定めるところで部会の議決を持って促進委員会の議決とすることができる。このような考え方の案ですがいかがでしょうか。

それから、運用に関しては本委員会の運営要綱の修正をもって対応していくという考え方のようです。それからスケジュールも提示されています。

この3ページの第17条第6項の前条第5項から第8項までの規定は、部会について準用するとありますが、これはひと言で言うと何でしたでしょうか。

小林NPO活動促進室主任主査

そちらの方は促進委員会の規定を準用しておるわけですが、促進委員会では会長を委員の互選で決めるとか、そういったことが規定されてございまして、促進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。それから、会長は会務を総理し、促進委員会を代表する。副会長は補佐し・・・とか、会長と副会長の役割が書いてある部分でして、これが準用されるということなんです。

山田会長

ポイントは先に御提案がありました拠点部会と専門部会の区別が無く、すべてこれで適

用したいということですね。

小林NPO活動促進室主任主査

条例上は拠点部会と専門部会という区別は無くなったのですが、要綱上は明確にしたいということですね。

加藤委員

今の流れでいうと、平成17年度のコンペの審査をしていただく部会がこの条例に基づいて設置され直すということですね。現行でお願いしている人の関係はどうなるのですか。

小林NPO活動促進室主任主査

現行は要綱により設置されているところでございまして、それが条例という形で移行されるということですが、すでにある委員会を条例に変えるということ、根拠規定が変わるということですのでそれに伴った所定の手続きをとるということ、タイミングとしてはいろいろあると思いますが次回開かれるのは10月1日のコンペということもあり、その前に委嘱等がすんでいけばいいなと思い整理しています。

山田会長

移行期間についてはよろしいでしょうか。

では、皆様から出た御意見を反映しているようには思いますが、よろしいでしょうか。それでは、本委員会としてはこれを良しとするということをお願いしたいと思います。3つめですが、平成18年度の事業の方向性についてお願いします。

佐々木NPO活動促進室室長

平成18年度の事業の方向性ということですが、資料4を御覧いただきたいと思います。

資料4は17年度の施策の体系ということで、前々回の委員会の場でお出しした資料です。来年度施策の検討のスケジュールはまさにこれから庁内で議論を始め、夏・秋にかけて大きな重点事業といったものを検討していくということになるかと思いますが、これまでは現行の基本計画に基づいて、基本計画の目指す姿になるようにということを進めてきましたが、新たに10月を目標にして計画の改定を行うと。そして、予算的な初年度は18年度になりますので、来年度の施策の検討に向けてどのような検討をしたほうがいいのかとか施策のこの辺を強化したほうがいいのかといったようなことをフリーに議論していただければいい、このような議事をお願いした次第です。

基本計画の中で、いろいろと施策の充実や強化が謳われていますが、まだまだNPO活動というところを市民やNPOの方々にはしっかり周知していかなければならないということについて、パブリックコメントを実施した時点でも、今我々が行っている施策がまだまだ御理解いただけていない、情報が伝わっていないという反省を込めてですが、情報の充実・強化も図っていかなければならないのではないかと。それから、今日も特に協働のあたりはいろいろ御議論ありましたが、協働の質、行政とNPOの協働、そういった質の向上をどうやって図っていくか。さらに、市町村とNPOがうまく協働していけるように、全県的なNPO活動が促進していけるようにという観点から、何か施策の運営に関して配慮

していくべき点があるか。今日，突然議事としてあげましたので今すぐに言うのはなかなか難しいということであれば，恐縮ですが後ほど当室の方にメールや文書なりでいただくという形でも結構ですので，アイデアや日ごろの思いというものを自由にお話しいただければいいと思っています。よろしくをお願いします。

山田会長

ありがとうございました。18年度の事業に向けて皆さんの御意見がいただければということですが，18年度の事業を固めなければいけないのはいつ頃になりますか。

佐々木NPO活動促進室室長

大きな芽出しが必要なのは7月当初になるかと思います。そのほか，予算が非常に限られていますので，大きな枠を獲得するのは正直難しい状況ですが，既存の事業で改善を図る余地があるのではないかということについては引き続き検討の余地があるのかなと思っています。

山田会長

そうすると，重要なところに関しては8月に事務局がまとめられるようにということのようです。今日だけではなくてもう少し時間もあるかと思いますので，この場以外でも御意見・御提案いただければと思います。よろしくをお願いします。

とりあえず，皆様が日ごろ感じているというか，これをしてはどうかということがありましたらお願いします。

大久保委員

私たちは，プラザの開館時から情報提供機能の一つとして，みやぎNPO情報ネットを運用してきました。去年から交流サロンの運営を受託し，この4月から指定管理者としてプラザの運営をしておりますが，NPOへの信頼に関する問い合わせや情報提供とかがだんだん増えてきています。やはりNPOは情報公開と言っていますが，現在宮城県が認証した団体に対しての情報公開は毎年の事業報告や決算報告などが閲覧できるような場所でやっているわけですが，これだけITが活用されてきている中で現在NPO法人の情報が提供されているのは一覧だけです。目的，認証それから設立，申請の日にちが入っているということくらいで，毎年どんな活動をしているのか，どのような予算規模なのかという情報はインターネット上では出されておられません。内閣府では，既に出されてきた情報をそのまま掲示している形ですので，内容が定款と登記の内容に限られているところがあったり，毎年予算書や計画が出てきたりすることも，バラツキはありますが出しています。全国的に見て，まだそこまで進んでいるところは少ないですが，既に静岡などはそのような情報提供も始めています。

宮城県としては，みやぎNPO情報ネットが始まった頃には全国的なレベルからいえば早いほうでしたので，やはりその先駆性を考えていくと，宮城県も情報提供に積極的にシフトしていくべきだと思っています。私どもも，先日理事会を開催した時に，情報提供をするに当たってのシステム化ということは今後提言していくということを理事会の中で確認しておりますので，それは次年度の事業提案として積極的に取り上げていただければ

と思っています。

なかなか認証団体に関する情報は出されていない現実があります。法人は皆同じではないわけで、やはりどんな活動をしているのかわかっています。それは閲覧できる私たちがこの場を運営していますが、その中でも非常に薄いと思っています。ですから、NPO法人の情報が一般の人にもう少し開示されていくということで、信頼を得ていく一つの評価になっていくと思いますので、このへんをぜひ取り込んでいただきたいと思っています。

山田会長

今の話は、一方はNPOに係る情報提供の一層の拡充というような大きな視点もありましたし、もう一方はNPO法人に係る情報の開示をもうすこしできるように。また、冒頭では、NPOへの信頼性の問題にも触れられておったと思います。

これは、ポイントとしては一つですか。

大久保委員

まずはインターネット上での情報提供のシステムを充実したほうがいいのではないかと思います。

山田会長

今の話は3つくらい要素があったかと思っています。このあたりについて、何か今後の施策の中で対応すべきだと考えるところがありましたら御意見いただければと思います。

伊藤NPO活動促進室副参事兼室長補佐

具体的に情報の提供となると、例えば事業報告書の中身を全部載せたほうがいいというような御意見ですか。

大久保委員

これは非常に難しい部分がありまして、どこをどの程度載せるかという話がある程度枠を決めるとい話し合いの場が必要なわけで、任意で出すということになると、出してない部分が非常に多くなって来たりしている県もあります。なので、どのように情報公開を求めていくかというふうな話し合いを持つ場が必要になってくると思います。個人的には、当然そういった事業内容が分かるべきものは出していくべきだと思いますが、実は私も一つだけどのように扱ったらいいのかなと思っていますのが、登記されているものについてPDFファイルで出されている情報はいいのですが、社員10名の名前を挙げるに当たって住所が全部公開されています。このへんが個人情報の保護にどのように関係してくるのかな。役員に関してはもう登記に全部書かれていることですし、出すべきだと思うのですが、そのへんの役員以外の10名はどうなのかなというのが一つ疑問があります。そういったことをある程度ラインを決めていくという話し合いの場を持つということが必要で、それをどのように出していくかというシステム構築が出てくるわけで、やはり段階があると思う。それをきちんとした形で、単なる情報公開と簡単に言っても、運用面で検討していくことが出てくると思うので、情報公開を全面的に進めていくことはNPOにとっての命ですので必要なのですが、どこまでをどのように出していくかということは検討の余地があ

と思うので、場の設定は必要だと思います。

山田会長

情報の提供の仕方についてという部分ですね。型どおりではなくてということも一つあると。これは役所で決めることでもないかもしれないので、どうでしょうか。NPOと或いはその提供者が議論して検討する場が必要なんではないでしょうか。

大久保委員

システムを作るのは問題ないと思いますが、システムを作るまでの流れが必要で、例えば内閣府のようにある程度決めた形でのPDFファイル化でどんどん出していくという。あれは、定款とか出てないところはないです。ある程度そのラインまでは全部出すか。認証団体は全部出すか、或いはプラスアルファで任意で出してもらおうか。それがNPO側にとってどうなのかといった話し合いの場はもちろん必要になると思います。ですから、情報公開に当たっての場の検討と、システム化と、そのシステムの運用も含めて話し合いから始まってシステム化までという。機関は当然必要だと思いますが、単なるシステムを作ればいいという問題ではないということです。

佐々木NPO活動促進室室長

おっしゃるとおり、どこまで出すのか個人情報保護法にも配慮してよく検討しなければいけないものだと思います。今以上の情報をホームページで提供するに当たってはそれなりの予算・人員というのにも必要になってくるのかなと思いますので、そのあたりの兼ね合いも考えながら実際の提供に当たってどうしていくかというのは多少議論する時間があるかと思いますので、NPOプラザのことも相談しながらやっていきたいと考えております。

加藤委員

基本的に賛成というか、やはり法律で義務づけられて公開を市民に届けるといったときに、置いておくだけでなくホームページで公開されるべきだと基本的には思います。で、一番事業報告書と決算書が読めるかで、誰がやっているかということについては登記を調べれば分かるとか見に行けば分かるということもあるので、基本的に団体の概要が定款全部載っていた方が本当はいいのかもしれませんが、そのへんは今大久保委員が言ったように相談ではある。しかし、公開を前提にお預かりしている書類をホームページに載せることについては、個人の名前の出ている住民票の住所の様なもの以外は、私は基本的に公開されて然るべきだと思う。そこにいちいち基準を作って何ページというふうにややこしいことをやること自体が法律の趣旨からいうと変になるかなと思うので、はじめからPDFファイルなりデジタルデータで入れてくださいということにしつつ、どうしようもないものは画像で取り込めばいいわけでしょうから。それで、それらは非常に大事なんですが、私は今、宮城県300以上の団体があるのに残念ながらきちんとした報告書が出ていないところが多いという現状や、一方で経理の支援はされているのですが、事業報告書や決算書でどういうことを会員にそして市民に提示すべきかということ、実態を踏まえてきちんとしたガイドブックのような何らかの考え方というのを、これは行政があまり直接主導

的に出すのは良くないので、民間と協力して又は委員会を作ってそこが現実に出ているものを調査し、これでは分からないのではないですかということもNPOに向かって言っていくと。だから、県というよりは促進委員会のイニシアチブでそのような小冊子でも作って、最低300いくつの団体に研修会をやるのが何しようが出てこないところは一切出てこないわけですから、少なくともお届けするというくらいのことで。丁寧にやった方が。公開を強制するだけではなかなかそこが進まないかなと思います。こんなことを考えてました。

山田会長

今のお話は大久保委員が言われたNPOの信頼性の問題とも関わってまいりますので、少し促進委員会でどう対応していくかということもこれから検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。今の件はよろしいですか。

稲葉委員

大久保委員のお話と関係があるのですが、予算の中に、例えば今回の促進法の改正ですとか先ほど加藤委員がおっしゃった会計に関する御説明とか、そういったNPO側への情報提供をする機会というのがお金として枠があるといいかなと思っておりますが、今、私の団体でも定款変更にごく苦労して、なぜみんながこんなに苦労しなければならないことになったのかということも紐解いていきますと、変更しなければならなかったということ自体を私たちが知らなかったということがあります。では、その情報はどこから手に入れれば良かったのかということもずっと振り返って考えていくと、パソコンがあれば情報ネットに探しにいったかもしれないし、いろいろな本を読めば分かったかもしれない。でも、振り返って考えると、流れてくる情報は読むのですが、それ以外のものに関してどれが必要なのか何が必要な情報なのかを探しに行くこともなかなか分からない状態なので、どうしても最低限各NPOが知っておくべきことに関しては加藤委員がおっしゃったようなわりと丁寧な形で、しかもネットだけでなく文書で流れてくるととても嬉しいなと思っております。私も石巻のNPOに登録をしております、石巻の情報は流れてくるのですが。んぼんぼという情報誌とともにいろいろな情報が流れてきます。では、仙台市はどうかというと、そのような物はなくて、私たちが仙台市市民活動サポートセンターに取りに行ったりとか、一部サポートセンターから送られてきたりということがありますが、どうしても講習会などは時間が合わず行きたくても行けないという状況が増えてまして、何らかの形で文章ですとかネット以外の部分の情報提供をする手段が予算枠の中にあるととても助かると思っております。以上です。

山田会長

ありがとうございました。先ほどのNPOの情報公開の利用も含めて、もう一つは、NPOへ情報を提供していくための取り組みであるとか事業であるとか、或いはそれに関わるコストの問題も含めて検討していただければということでもよろしいでしょうか。

小澤委員

18年度からの予算ということですので、そうすると新しい基本計画に沿った事業が遂

行していくということになると思いますので、そういった意味で、今回、県庁以外での地方行政のところでの協働を進めるということが基本計画上謳われていますので、ぜひその検証だとか評価をするところへの予算措置が必要になるのではないかと思います。

特に、実際県庁を含めた地方行政のところがどのようなNPOとの協働が取り込まれているのかというところの具体的事例が市民に公開されたりという点それがフォーラムになるのか何でもいいですが市民に対して分かりやすく取り組みが公開されるような場だとか、そこで自由に意見が交換できるような場だとかがぜひ予算的な措置として必要ではないかと。ただ、それが今見ると部局的枠のところは16年度から見ると17年度は倍増していますから、多分これ以上部局枠はないのしょうから、何とかそこを政策枠のところですうまくできないのだろうかというところをぜひ御検討いただきたいなと思っています。

それと、もう一つは、この基本計画が5年を目途に見直す中で新たな評価方法を検討するというのがありますので、そういったことを含めて18年度以降からの事例を何を下にして評価するのかというのが出てないと評価できないと思いますので、ぜひそのようなところを具体化していくような事例を通した検証作業を進めていただければと思います。

山田会長

ありがとうございました。この促進基本計画の中での見直しで言われておりました市町村へのNPO促進というのがありましたので、ぜひその具体化に向けて検討していただきたいということと、もう一つはやはりこの中に盛り込まれた評価に関わる点の御指摘がありました。

これは県が事業として展開していただくということに加えてこの委員会の中でも取り組まなければいけないことがあるかと思いますが、そのへんを整理し次の委員会に御提案いただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、18年度の事業に関しましてはメール等をお気付きになられた時にお出しただくということでもよろしいようですので、皆様にもお願いしたいと思います。この件についてはこれで終わらせていただきたいと思いますが、議事の中のその他は何かございますか。よろしいですか。

では、議事の方は終わらせていただき事務局に移したいと思います。どうもありがとうございました。

神田NPO活動促進室班長

それでは私から2点御報告させていただきます。

まず第1点ですが、政府要望事項の報告ということで、資料5になります。内容につきましては記載のとおりですが、今年度県として政府に要望する事項として、まず一番がNPO法人全体に対する税制の優遇措置等法人活動を一層促進するための環境整備に配慮していただきたいというのが一点です。

続きまして、認定NPO法人の要件を緩和していただきたいということで、以上2点を政府要望として現在環境生活部として提案させていただいております。

これにつきましては、認定NPO法人制度、平成13年度から認定NPO法人制度が創設されたわけですが、現在まで31法人しか認定されていないということで、全国で2万

以上ある法人のうち31法人ですからかなり制度的には低調であろうと。これにつきまして、我々としてはせっかくの制度である以上今後要件を緩和していただき、この制度が広く使われるような制度として発展させていきたいということで、以上の2点を政府要望として提案させていただいております。

これにつきましては、今後の予定として6月末の庁議と7月にかけての委員会報告、それから同7月に各省庁・国会議員への要望という形で進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それから第2点としまして、みやぎNPO夢ファンドの決定ということで、これは資料7です。前回の委員会におきましては、その時点で決定しておりましたステップアップについて御報告させていただきましたが、今回は今月14日と15日に審査会を終了しましたスタートアップと人材育成プログラムです。各団体が資料記載のとおり決定いたしましたので、この場で御報告いたします。今回、人材育成については13団体の応募に対してうち9団体、スタートアップは17団体の応募に対して10団体という形で、昨年と同じくらいの応募をいただいておりますので、来年度に向けての制度の周知を図っていききたいと思っております。

それから資料の裏面になりますが、みやぎNPO夢ファンドのロゴマークを募集しております。今回、助成決定の審査会の中でロゴマークの方も一般の方からの投票とファンドの審査委員からの投票に基づき、31の応募の中から現在御覧の緑と黄色を基調にしたかなり鮮やかなロゴマークになっております。これについてはプラザの方にも掲載しておりますので御覧いただければと思います。それからこのロゴマークにつきましては、今後、各プログラムの助成決定団体の広報物や印刷物、今後予定しているファンドの募金箱等々に掲載し、積極的にPRに努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

私の方からは以上の2点について報告させていただきました。3の入居団体の決定につきましては大久保委員から御報告いただきたいと思います。

大久保委員

指定管理者の杜の伝言板ゆるるの代表でもあるので、ここでお話しさせていただきます。

先日5月24日の午後に審査会を行いました。ここに応募件数が書いていませんが、実際には中ブース2つと小ブース2つの4ブースに対する募集を行いました。中ブースについては6団体、小ブースには2団体の応募がありましたが、結果として決まったのはこのような団体になっております。レストランには2団体、ショップには1団体の応募です。レストランについては、福祉ネットABC、常設ショップについては、みやぎ「こうでねいと」、中1については、ばざーる太白社会事業センター、中2については、職人集団住改善、そして、今回は入居はできませんが、中ブースが空いた段階で審査なしに入れるという次点の杜の都せんだいナショナルトラストが決定しています。小ブースに関しては、基準点を満たす団体がなかったということで該当ありません。審査項目につきましては御覧のような項目で、評価点につきましては、各項目審査員5点ずつの持ち点で行われまして、60%に満たない点数の団体は失格ということになりますのでこのような結果になりました。

なお、今回の審査委員は、大滝先生、渡邊次長、せんだい・みやぎNPOセンターの紅村さん、石巻NPOセンターの木村さん、そして私どもの担当の佐藤が審査に当たりまし

た。以上報告いたします。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

ただいまの 3 件の報告について御質問等あればお伺いいたします。

大久保委員

付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。

空いている 2 つの小ブースですが、現在仙台市市民活動サポートセンターの小ブースが募集されています。9 月 1 日から入居が始まるということで、その前後で募集を欠きたいと思えます。その募集とは関係ないことですが、この中の基本計画の中にもありますが、評議会を 6 月に開催しようと思えます。現在、6 月 2 1 日の午後に開催予定になっておりまして、これについては順次評議委員になっていただく方に対し御案内をしているところです。協定書の中身が皆さんのところにっていないのでどんな方が評議委員になるのかお分かりにならないと思えますが、基本的には中間支援組織 3 名、学識経験者 1 名、県 1 名、そして県北と県南の N P O、そしてプラザ利用団体から 1 名ずつ。それから、指定管理者である私どもの団体から 2 名ということになっています。協定書は本来なら促進委員会に出されるべきですよ。これはどうなんでしょうか。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

委員の方から御要請があれば提出は可能だと思えます。

大久保委員

基本計画などにも書いていますので、協定書はぜひ渡していただきたい。双方で協定をしていますので、ぜひ県から出していただければと思えます。

渡邊環境生活部次長

指定管理者を受託していただいている杜の伝言板ゆるるの理事長でありみやぎ N P O プラザの現館長である大久保さんが促進委員会の委員を兼ねていらっしゃるということで御報告いただきましたこと、お礼申し上げます。本来は事務局から報告すべきところ、ありがとうございました。

N P O 活動の促進を図るための国への意見書については昨年度来 N P O 活動促進室では検討を進めてまいりました。これを準備するにあたり、パブリックコメントで N P O に意見を求めましたが、こういう方向を持っているが御意見があればということに致しましたが、ございませんでした。この文面をゆっくりお読みいただいて何かございましたら、御意見をあとでメールなりでいただければと思えます。

また、みやぎ N P O 夢ファンドは、皆さん御承知のとおり県が設置してせんだい・みやぎ N P O センターのみんみんファンドの中に冠ファンドという形で位置付け、せんだい・みやぎ N P O センターに事務局を担っていただいている協働事業でございます。大変御苦勞をおかけしてこういう結果を得ていることにつきまして、改めて御礼申し上げます。以上です。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

それでは 5 のその他に移りたいと思いますが、何かございませんか。
なければ事務局から次回の日程についてお話しいたします。

菊地 N P O 活動促進室主任主査

促進委員会の次回の日程ですが、本来であれば 8 月の予定です。先ほど資料 3 の 1 ページ目、部会の設置についてという資料ですが、そこでの今後のスケジュールは 7 月に促進委員会での審議・議決を行うとしております。ここでは、何日開催という確定は致しませんが、いずれ 7 月か 8 月に促進委員会を開催したいと考えています。日程調整につきましては後日こちらから皆様に御照会をさせていただき調整します。

少し期間が空いてしまうので調整が難しくなることも予想されますが、皆様にはお忙しいところ大変恐縮ですが、万障繰り合わせの上御出席に配慮くださいますようお願いいたします。

加藤委員

日程の予測がつくのであれば、今調整していただいた方がいいですね。

菊地 N P O 活動促進室主任主査

そうしましたら、促進委員会の部会の関係については 6 月議事に諮るということで 7 月の中旬前には議決されると考えています。その後ということで、7 月の最後の週、25 日の週の皆さんのスケジュールを確認したいと思いますがいかがでしょうか。

山田会長

私は月曜日、火曜日、金曜日は大丈夫かと思えます。

菊地 N P O 活動促進室主任主査

7 月 26 日火曜日。29 日金曜日。このへんはいかがでしょうか。

では 7 月 26 日の午前中、今日と同じく午前 10 時から正午までということでもよろしいでしょうか。ではこれで日程を組ませていただきます。ありがとうございます。

伊藤 N P O 活動促進室副参事兼室長補佐

では 26 日の午前 10 時でよろしく申し上げます。ほかにはございませんか。

それでは、以上をもちまして、第 2 回促進委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。